

新宿区教育委員会会議録

平成30年第9回定例会

平成30年9月7日

新宿区教育委員会

平成30年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成30年9月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時14分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

|       |         |          |         |
|-------|---------|----------|---------|
| 教 育 長 | 酒 井 敏 男 | 教育長職務代理者 | 羽 原 清 雅 |
| 委 員   | 菊 田 史 子 | 委 員      | 今 野 雅 裕 |
| 委 員   | 星 野 洋   | 委 員      | 古 笛 恵 子 |

説明のため出席した者の職氏名

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 次 長    | 山 田 秀 之 | 中央図書館長 | 佐 藤 之 哉 |
| 教育調整課長 | 齊 藤 正 之 | 教育指導課長 | 長 田 和 義 |
| 教育支援課長 | 志 原 学   | 学校運営課長 | 菊 島 茂 雄 |
| 主任指導主事 | 小 林 力   | 統括指導主事 | 坂 元 竜 二 |
| 統括指導主事 | 波多江 誠   |        |         |

書記

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 教 育 調 整 課 査 平 明 生 | 教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太 |
|-------------------|---------------------|

議事日程

議案

日程第 1 第 30 号議案 平成 31 年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成30年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、星野委員にお願いをいたします。

○星野委員 はい。

---

◎ 第30号議案 平成31年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第30号議案 平成31年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題とします。

それでは、第30号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第30号議案 平成31年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について御説明いたします。

議案文を1枚おめくりいただきまして、学級編制方針をごらんください。

まず、1の学級定員についてです。

各幼稚園の学級定員は、3歳児が20名、4歳児、5歳児がそれぞれ30名です。

2の学級編制についてですが、まず、3歳児の募集につきましては、募集園数が14園14学級で、募集人数は定員数と同様の20名です。

また、③では、入園を希望する園に兄または姉がいる幼児について、一般入園希望者に優先して入園ができるという規定を設けております。

そして④では、募集人数を超える応募があった場合には抽選を行うことと、落選した場合の補欠登録、そしてその抹消に関することを規定しております。

⑤では、補欠登録をした者の入園についてを、⑥では、3歳児の応募者が8名未満の場合の学級編制についてを、それぞれ規定しているものでございます。

(2)の4歳児の募集につきましては、募集園数は3歳児と同じく14園14学級とし、募集人数につきましては、定員から進級児を除いた人数としております。

③は、3歳児の入園の際に補欠登録となった者については、その登録順に一般入園希望者に優先して入園することができるという第一優先枠を規定したものでございます。

裏面に移りまして、④は、兄または姉がいる場合は、その幼児を一般入園希望者に優先して入園するという第二優先枠の規定でございます。この第二優先枠は、先ほど申し上げました第一優先枠のいる場合には、第一優先枠の次の順番となっております。

なお、兄弟姉妹の優先枠におさまらない申請者が1人でもいた場合は、全員について抽選し、順位を決定するといった内容となっております。

⑤につきましては、応募者が募集人数を超える場合には、優先を受ける者を除いて抽選とすること、また、補欠登録とその抹消についての規定でございます。

⑥につきましては、補欠登録者の入園に関する規定となっております。

(3)の5歳児についてです。

募集園数は、4歳児と同じく14園14学級で、応募人数は定員から進級児を除いた人数でございます。こちらも③の募集人数を超える場合は、優先を受ける者を除いて抽選を行うことと、抽選で落選した者は抽選順位に従い補欠登録を行うという規定となっております。

また、④は補欠登録の入園に関する規定でございます。

(4)は、その他でございまして、①では、休園中の園は募集しないこと、②では、入園承認書発行日、確定日と呼んでおりますが、これを平成31年1月15日とすること、また、③では、今後、学級編制方針の改正が必要と認められる状況が生じた場合、検討を行うことを規定したものでございます。

そして、④では、進級児の考え方として、平成30年10月15日を基準日とし、当該園に在園している進級を希望する者とすること、また、⑤では、進級児は募集によらず、次の学年に在園する旨を規定したものでございます。

それでは、1枚目の議案文にお戻りいただきまして、第30号議案の提案理由ですが、平成31年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、平成31年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

第30号議案について、御意見、御質問がありますでしょうか。

○羽原委員 資料の2ページ目の裏面、(5)の④について、兄、姉がいる場合の第二優先枠は何人か決まっているのですか。

○学校運営課長 枠は決まっておりません。優先枠の考え方としまして、前年度から入園を希望されていて、空きが出るまで入園をお待ちになっていた方を第一優先枠、兄または姉が

既に入園なさっている方を第二優先枠として規定しているものでございまして、その応募された人数がその枠になります。

- 羽原委員 兄、姉がいる方が仮に4人ほど申請して、定員を超過してしまうような場合は、その中でまた抽選を行うということですか
- 学校運営課長 5歳児の定員枠から進級児を除いた人数を優先枠の方々が超えた場合の抽選の規定になっております。平成28年度以降、その枠を実際に超えたことはないのですが、それがもし超えた場合に、抽選をさせていただくという規定でございまして、実際に、皆さん平等かつ公平に入園に関して条件づけをするということで、枠を特に設けていないということでございます。
- 羽原委員 印象として、第二優先枠の定員がわからないので、超えることはないだろうとは思って、兄、姉がいる方が申請したが、実際にはその定員を超えてしまい、抽選で落選した場合、兄、姉がいる方の中で格差ができてしまうように感じましてね。やはり、兄、姉がいる方を、全員優先するということならわかるのだけれども、そこでまた抽選があつてチャンスを逃すということになるのであれば、今度は優先枠の対象者の中の格差が非常に広がるのではないかなと思います。ただ、第二優先枠の定員が幾つかわからないが、実際に、申請した方の数が超えることがなければ構わないです。
- 学校運営課長 職務代理者に御指摘いただきましたとおり、申請をされる親御様にとりましては、自分のお子さんが兄弟そろって幼稚園に進級できる、または、入れるかどうか不確かなものと、非常に不安感を与えることになるかと思えます。
- そういった中で、幼稚園に通われている親御様につきましては、その入園の御案内と同時に、各園からの応募の状況等を、園を通じてお知らせしているところでございます。11月に実際に申請や補欠登録を行うところでございますけれども、そういった情報につきましてはきちんと、安心できる状況であれば安心できる状況だといったことを親御様にもお伝えさせていただいております。もし、御指摘いただきましたとおり実際に募集をかけられる枠を超えた場合は、丁寧な対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。
- 羽原委員 つまり、優先枠という言葉を使いながらも、その中で格差が生じてしまつてはおかしいのではないかと感じましたので、何とか全部優先枠の中で格差をつけずに対応できて、結果的に優先枠からはみ出ることはないことを前提としても、もし、優先枠の中の格差が具体的にあった場合は、相当不公平な印象を与えますし、その優先枠対象の方も不満に感じてしまうのでは、という懸念があつたものですから一言申し上げました。

○教育長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

○今野委員 特に3歳児の募集ですが、14園14学級で、1学級が20名の募集となっています。

全体でそのキャパシティで十分だという見通しがあるのだと思うのですが、これで大体大丈夫だろうという見通しをどのようにつけているのかをお伺いできればと思います。

○学校運営課長 全園3歳児の募集をかけてから、かれこれ28年度から、3年が経過しているところでございます。直近の29年度の状況ですと、3歳児の募集に対して補欠が25名出ておりましたが、一方で、幼稚園につきましては学区が決まっていないということもございまして、全体の280名に対して、1月15日の状況ですと入園が確定した方が266名、そして補欠としてお待ちいただいていた方が27名ということで、ほぼ均衡している状況でした。これが入園の4月1日の状況になりますと、園児数が247名であるのに対しまして、優先補欠の登録者が8名という状況になりましたので、キャパシティとしては十分確保ができていますとおります。

また、補欠登録された方の中に国立の幼稚園を志向されている方や、私立の幼稚園と併願されている方、また、こども園、保育園も希望されている方がいらっしゃいますので、そういった方は、4月までに区立の幼稚園以外への入園が確定しまして、補欠登録も減っていく状況でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに何か御質問等ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了させていただきます。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 では、第30号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

---

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

---

午後 2時14分閉会